



ニュースレター

発行者
朝日安全パトロール隊
隊長 渡辺 勝彦

自転車の罰則が強化!

令和6年11月1日
道路交通法改正

「ながらスマホ」



「酒気帯び運転」



運転中のながらスマホ

自転車運転中、停止している間を除いて、スマホで通話したり、画面を注視したりする「ながらスマホ」が禁止され、罰則が強化されました。

なお、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止です。

酒気帯び運転およびほう助

飲酒して自転車を運転することは禁止されており、「酒気帯び運転」についても罰則の対象となりました。

また、自動車と同様自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供したり、自転車を提供したりすることも禁止です。